

令和6年度

中堅教諭等資質向上研修Ⅱ（小・中）の手引

香川県教育委員会

中堅教諭等資質向上研修Ⅱの手引について －ねらいと使い方－

- この手引は、中堅教諭等資質向上研修Ⅱのねらいや内容・方法等を明らかにして、研修が効果的に行われるように作成した。

- 中堅教諭等資質向上研修Ⅱの実施に当たっては、この手引を十分に活用して研修を円滑かつ効果的に進めるために、次のことに留意していただきたい。
 - ・ この手引には、教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)及び教育公務員特例法施行令(昭和24年政令第6号)等に基づいて、対象教員の評価票案及び実施計画書案の作成、研修の参考例等を示している。
 - ・ 実施計画書案の作成に当たっては、対象教員の能力、適性、学校や地域の実態、児童生徒の実態等に応じた研修内容・研修方法となるように工夫する。
また、香川県教育センター（以下、県教育センターとする。）等における研修の成果が、校内における研修に生かされるように、互いの研修の関連を図るものとする。
 - ・ 年間を通じて、自らの研修課題について継続的に深められるようにするため、校内研修との関連を図り、効果的な研修が推進されるように配慮する。

- この研修の基盤となるのは、研修に取り組む対象教員一人一人の自分自身を啓発しようとする姿勢である。対象教員が自らの資質向上に取り組むことによって、教育専門職としての必要な資質・能力の向上を一層図られることが望まれる。

目 次

I	小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校中堅教諭等資質向上研修実施要項	1
II	中堅教諭等資質向上研修の対象者基準	3
III	中堅教諭等資質向上研修Ⅱ（小・中）の内容	4
IV	評価票案及び実施計画書案等の作成について	8
V	中堅教諭等資質向上研修に係る評価基準	10
VI	中堅教諭等資質向上研修Ⅱ報告書等の作成について	12

様式等

(様式1-1)	中堅教諭等評価票(自己評価用)	13
(様式1-2)	中堅教諭等評価票(案)(校長評価用)	15
(様式2)	中堅教諭等資質向上研修Ⅱ実施計画書(案)	17
(様式3-1)	第2回、第3回研修受講報告書	19
(様式3-2)	オンライン研修(必修)「学校組織マネジメント」レポート	21
(様式例4-1)	県教育センター等における研修受講記録	22
(様式例4-2)	校内等における研修受講記録	23
(様式5-1)	中堅教諭等資質向上研修Ⅱ実施報告書(本人用)	24
(様式5-2)	中堅教諭等資質向上研修Ⅱ実施報告書(校長用)	25
[資料1]	中堅教諭等資質向上研修Ⅱイメージ図	26
[資料2]	中堅教諭等資質向上研修Ⅱに係る文書等の流れ	27
[資料3]	中堅教諭等資質向上研修Ⅱに係る提出書類一覧	28
[資料4]	教諭の指標	29
	受講に当たっての留意事項	30

I 小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校中堅教諭等資質向上研修実施要項

香川県教育委員会

1 趣旨

この要項は、教育公務員特例法（昭和 24 年法律第 1 号）第 24 条に規定する中堅教諭等資質向上研修の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 目的

この要項に定める研修は、香川県教員研修計画に基づき、教員の経験に応じて実施する現職研修の一環として、香川県内の公立の小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校（以下「小学校等」という。）における教育に関し相当の経験を有し、その教育活動その他の学校運営の円滑かつ効果的な実施において中核的な役割を果たすことが期待される中堅教諭等（以下「中堅教諭等」という。）について、その職務を遂行する上で必要とされる資質の向上を図ることを目的とする。

3 実施主体等

- (1) 香川県内の国立及び公立の小学校等の教諭等（教育公務員特例法第 24 条第 1 項に規定する臨時的に任用された者その他の政令で定める者を除く。）に対する中堅教諭等資質向上研修は、香川県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）が実施する。
- (2) 市町教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 2 条の組合に置かれる教育委員会を含む。ただし、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 59 条により、中核市を除く。以下同じ）は、その所管に属する学校の中堅教諭等について、県教育委員会が実施する中堅教諭等資質向上研修に協力するものとする。

4 対象者

- (1) 中堅教諭等資質向上研修の対象者は、原則として、小学校等の在職期間が 6 年を経過した教諭等及び 10 年を経過した教諭等とする。
- (2) 在職期間は、次の計算方法によるものとする。
 - ① 在職期間は、国立、公立又は私立の小学校等の教諭等として在職した期間（臨時的に採用された期間を除く。）を通算した期間とする。
 - ② 指導主事、社会教育主事その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する職に従事した期間があるときは、その期間は、当該在職期間に通算するものとする。
 - ③ 在職期間のうち次に掲げる期間が引き続き 1 年以上あるときは、その期間の年数（1 年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）を当該在職期間から除算するものとする。
 - ア 国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）又は地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）の規定による休職又は停職により現実に職務を執ることを要しない期間
 - イ 国家公務員法又は地方公務員法の規定により職員団体の役員として専ら従事した期間
 - ウ 地方公務員法第 26 条の 6 第 1 項の規定により配偶者同行休業をした期間
 - エ 国家公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 109 号）又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）の規定により育児休業をした期間
 - オ 私立の小学校等の教諭等として在職した期間について、ア、ウ又はエの期間に準ずるものとして任命権者が認める期間
 - カ その他在職期間から除算すべき期間として県教育委員会が定める期間

5 内容

中堅教諭等は、校内等における研修（20 日程度）を受けるとともに、校外において香川県教育センター（以下「県教育センター」という。）等における研修（12 日程度）を受けるものとする。

6 年間計画

- (1) 県教育委員会は、中堅教諭等資質向上研修の実施に関する年間を通した全体的な計画（以下「年間計画」という。）を作成するものとする。
- (2) 「年間計画」においては、研修の内容の具体的な項目、その実施の方法及び時期その他必要な事項を定めるものとする。

7 実施計画

- (1) 校長は、県教育委員会が作成する年間計画及び評価を行うための評価基準を踏まえ、対象となる中堅教諭等の能力、適性等について評価を行い、当該者ごとに評価票案及び実施計画書案を作成し、小学校等を所管する教育委員会に提出するものとする。
- (2) 小学校等を所管する教育委員会は、校長より提出された評価票案及び実施計画書案について、必要な調整を行い、当該者ごとに実施計画を決定し、実施計画書を作成するものとする。
- (3) 校長は、対象となる中堅教諭等に対し、小学校等を所管する教育委員会が作成した実施計画書に基づき、中堅教諭等資質向上研修を受けるよう職務上の命令を発する。

8 校内研修体制

- (1) 校長、副校長、教頭、主幹教諭及び指導教諭等は、実施計画書に従い、中堅教諭等に対して指導及び助言を行うものとする。
- (2) 校長は、中堅教諭等が校外における研修を受ける間、中堅教諭等の担当授業等が適切に行われるよう配慮するものとする。

9 研修成果の評価及び報告

校長は、研修終了時に、中堅教諭等の教育活動その他の学校運営への参画等の状況等を基にその能力及び適性等を再び評価し、その結果をその後の研修等に活用するとともに、小学校等を所管する教育委員会に報告するものとする。

10 その他

この要項に定めるもののほか、中堅教諭等資質向上研修の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 この要項は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 この要項は、平成30年4月1日から施行する。

Ⅱ 中堅教諭等資質向上研修の対象者基準（小・中・高・特）

対 象	○ 原則として、在職期間が6年を経過した教諭等及び10年を経過した教諭等（以下「中堅教諭等」という。）
在職期間	○ 在職期間は、国立、公立又は私立の学校の教諭等として在職した期間（臨時的に任用された期間を除く。）を通算した期間とする。 ○ 次の場合は在職期間に通算するものとする。 ・ 指導主事、社会教育主事その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する事務に従事した期間 ・ 大学院修学休業をした期間 ・ 国際機関等に派遣された期間 ・ 公益法人等に派遣された期間 ・ 特別選考採用者が他県等で教職（教諭・養護教諭・栄養教諭）に就いていた期間 ・ 育児短時間勤務をしていた期間
在職期間から除算する場合	○ 在職期間のうち、次に掲げる期間が引き続き1年以上あるときは、その期間の年数（1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）を当該在職期間から除算する。 ・ 休職又は停職により現実に職務を執ることを要しない期間 ・ 職員団体の役員として専ら従事した期間（地方公務員法第55条の2第1項） ・ 育児休業をした期間 ・ 配偶者同行休業をした期間 ・ その他在職期間から除算すべき期間として県教育委員会が定める期間
中堅教諭等資質向上研修の対象から除く者	○ 次の者を中堅教諭等資質向上研修の対象から除くものとする。 ・ 臨時的に採用された者 ・ 他の教育委員会が実施する中堅教諭等資質向上研修、または、それに準ずる研修を受けた者 ・ 教育委員会において学校教育又は社会教育に関する事務に従事した者で、任命権者が中堅教諭等資質向上研修を実施する必要がないと認めた者
受講すべき年度の中堅教諭等資質向上研修を延期する者	○ 次の者は中堅教諭等資質向上研修の実施を延期するものとする。 ・ 受講すべき年度（以下「当該年度」という。）中に、いわゆる産前休暇、産後休暇又は育児休業をとる予定がある者 ・ 当該年度中に、いわゆる産後休暇又は育児休業が終了する予定の者 ・ その他上記に類似する者 ○ 延期された者は、延期された理由が消滅した日が属する年度の翌年度に受講するものとする。

（関連法規等）

「教育公務員特例法」

（昭和24年法律第1号）

「教育公務員特例法施行令」

（昭和24年政令第6号）

「教育公務員特例法施行令の一部を改正する政令の公布等について（通知）」（平成14年11月1日文科第847号）

「教育公務員特例法等の一部を改正する法律の公布について（通知）」（平成28年11月28日28文科初第1158号）

「教育公務員特例法等の一部を改正する法律等の施行について（通知）」（平成29年3月31日28文科初第1803号）

Ⅲ 中堅教諭等資質向上研修Ⅱ（小・中）の内容

中堅教諭等資質向上研修実施要項に基づき、次のように中堅教諭等資質向上研修Ⅱの内容を定める。

1 県教育センター等における研修(7日)

県教育センター等における研修の概要は以下のとおりである。

回	期 日	指標	研 修 内 容	場 所	備 考
	オンライン研修 (オンデマンド型) 4月～5月		オリエンテーション ※計画の立案前に各自で視聴すること	各所属 校等	
1	6/11(火) 9:25 ～16:25	Cc2 Aa2 Ab2 Ac2	研修に向けて 講話「学校における危機管理 ー学校保健・学校安全を通してー」 講話・演習「教育法規Ⅱ(交通法規、個人情報の保護等)」 講話・演習「子供・保護者への教育相談的関わり」 研究協議「個人研修課題における取組の具体」	県教育 センター	中堅養護Ⅱ (小・中・高・特)、 中堅栄養Ⅱ (小・中・特) と一部合同
2 3	6月～ 2月14日	P5(3) を参照	選択型研修(下の①～④から二つを選択する。) ① 県教育センターの教職大学院連携研修、又は専門研修の受講(県教育センターが指定する講座から選択) ② 異校種の公開授業・研究授業に参加 ③ 同校種の公開授業・研究授業に参加 ④ 独立行政法人教職員支援機構(NITS)動画教材の「校内研修シリーズ」又は「新学習指導要領編(校内研修シリーズ)」の受講(県教育センターが指定する教材から二つを選択)	各実施 会場等	受講報告書 提出
4	選択する 研修による	P5(4) を参照	選択型研修(下のA～Cから一つを選択する。) A 香川の教育づくり発表会に参加 B 県教育センター研究発表会に参加 C 独立行政法人教職員支援機構(NITS)動画教材の「校内研修シリーズ」の受講(県教育センターが指定する教材から二つを選択)	各実施 会場等	研修後、「受講の振り返り」に回答
5	7/29(月) 9:25 ～12:25	Cb2 Cb2	講話・演習「児童虐待防止のためのネットワークづくり」 研究協議「校内・校外における連携の図り方」 (分科会)「教諭・養護教諭・栄養教諭の連携」 「幼小接続」「地域連携」「学警連携」	県教育 センター	中堅養護(小・中・高・特) 中堅栄養Ⅱ(小・中・特) 中堅教諭(幼・こ) と一部合同
6	8/6(火) 9:25 ～16:25	Bc2 Bc2 Ba2 Ba2ア	研究協議「キャリア教育における各校の取組と校種間連携」 公開講演「キャリア教育の在り方」 講話・演習「人権・同和教育の現状と課題」 講話・演習「発達障害の児童生徒との関わり方」	県教育 センター	中堅教諭Ⅱ(高・特) と一部合同
7	12/25(水) 9:25 ～16:25	Ca2 Ca2 Aa2 Ac2	公開講演「社会に開かれた教育課程とカリキュラム・マネジメント」 研究協議「カリキュラム・マネジメント」 講話・演習「教育法規Ⅲ(体罰、セクシュアル・ハラスメントの防止等)」 研究協議「研修の成果と今後の課題」 閉講式	県教育 センター	中堅教諭Ⅱ(高・特) 中堅養護(小・中・高・特) 中堅栄養Ⅱ(小・中・特) と一部合同
	オンライン研修 (オンデマンド型) 8月～12月	Ca2	「学校組織マネジメント(キャリアの振り返り、自己資質・力量分析)」	各所属 校等	レポート提出 (詳細は第1回 で周知)

※指標については、資料4を参照する。

※研修日程等に変更がある場合には別途通知する。

- (1) 学習指導に関する研修
- 授業研究に関する研修
授業研究についての基本的な考え方を学び、授業改善に生かす。
- (2) 専門的な分野等に関する研修
教育法規、学校組織マネジメント、カリキュラム・マネジメント、キャリア教育、特別支援教育、教育相談、人権・同和教育、校内外の連携、危機管理、体罰、セクシュアル・ハラスメントの防止等の喫緊の課題について研修を行い必要な資質を高める。
- (3) 第2・3回 選択型研修
下の①～④から**二つを選択（同じものを二つ選択できない）**して研修を行い、自己の授業力向上に資する。
- ① 「教職大学院連携研修」又は「専門研修」の受講
県教育センターが実施する連携研修 401～406、又は専門研修 306～345（312、315、316、321、324、325、326、330 は除く）のうち小・中学校教諭を対象とした講座の中からいずれか**一つ**を受講する。
 - ② 異校種の公開授業・研究授業に参加
 - ③ 同校種の公開授業・研究授業に参加
 - ④ 独立行政法人教職員支援機構(NITS)動画教材の「校内研修シリーズ」又は「新学習指導要領編(校内研修シリーズ)」の受講
県教育センターが指定する教材からいずれか**二つ**を視聴する。(教材については、【別紙】「中堅教諭等資質向上研修Ⅱ(小・中)選択型研修 独立行政法人教職員支援機構(NITS)動画教材の受講について」を参照)
- ※ ①における研修申込方法及び研修内容の詳細は、4月中旬に各校に送付される令和6年度「研修講座案内」を参照する。ただし、定員超過のため受講できないことがある。その場合は、別の選択肢を選択すること。
- ※ ②・③を選択する場合は、管理職を通じて、該当機関に直接申込みをする。
- ※ ②・③については、公開授業・研究授業を実施する、もしくは公開授業・研究授業を参観(討議にも参加)する。ただし、公開授業・研究授業を実施する場合は「校内等における研修」の研究授業と兼ねることはできない。
- ※ ④については、独立行政法人教職員支援機構(NITS)動画教材の Web サイトにアクセスする。(https://www.nits.go.jp/materials/)
- ※ 参加型研修がオンライン開催となった場合は、オンライン上での参加も可能とする。
- ※ 実施計画書作成時に選択した研修が中止となるなど、やむを得ずその研修に参加できない場合は、選択肢を変更して構わない。
- ※ 連携研修受講証明書の所持者は、取得の翌年度から3か年に限り、この選択型研修の一つとして①については免除することができる。免除を希望する場合は、有効な受講証明書の写しを「中堅教諭等資質向上研修Ⅱ実施計画書(案)」(様式2)、及び決定した「実施計画書」3部のすべて(県立学校及び附属学校においては1部)に添付する。
- ※ 香川大学教職大学院修了証書の所持者は、取得の翌年度から3か年に限り第2・3回の研修を免除する。修了証書の写しを「中堅教諭等資質向上研修Ⅱ実施計画書(案)」(様式2)、及び決定した「実施計画書」3部のすべて(県立学校及び附属学校においては1部)に添付する。
- ※ 指標については、①は令和6年度「研修講座案内」を参照、②・③はBb2、④は【別紙】「中堅教諭等資質向上研修Ⅱ(小・中)選択型研修 独立行政法人教職員支援機構(NITS)動画教材の受講について」を参照する。
- (4) 第4回 選択型研修
下の中から**一つを選択**して研修を行い、自己の授業力向上に資する。
- A 香川の教育づくり発表会に参加
 - B 県教育センター研究発表会に参加
 - C 独立行政法人教職員支援機構(NITS)動画教材の「校内研修シリーズ」の受講
県教育センターが指定する教材からいずれか**二つ**を視聴する。(教材については、【別紙】「中堅教諭等資質向上研修Ⅱ(小・中)選択型研修 独立行政法人教職員支援機構(NITS)動画教材の受講について」を参照)

- ※ A・Bを選択する場合は、管理職を通じて、該当機関に直接申込みをする。
- ※ Cについては、独立行政法人教職員支援機構(NITS)動画教材のサイトにアクセスする。
(<https://www.nits.go.jp/materials/intramural/>)
- ※ 指標については、AはBb2、BはAc2イ・Bb2イ・Ca2イ、Cは【別紙】「中堅教諭等資質向上研修Ⅱ(小・中)選択型研修 独立行政法人教職員支援機構(NITS)動画教材の受講について」を参照する。
- ※ 香川大学教職大学院修了証書の所持者は、取得の翌年度から3か年に限り第4回の研修を免除する。修了証書の写しを「中堅教諭等資質向上研修Ⅱ実施計画書(案)」(様式2)、及び決定した「実施計画書」3部のすべて(県立学校及び附属学校においては1部)に添付する。

2 校内等における研修(10日程度)

(1) 研究授業、教材研究等を通じた研修(5日程度)

「実施計画書」(様式2)で設定した個人研修課題に基づき、具体的な手立てを明確にして日々の教育活動の中で実践する。

- ・ 事後指導を含む公開研究授業を2回実施する。教科等は問わない。
- ・ 1回は指導者を招いた研究授業等で、外部の指導者から指導を受ける。ただし、市町(学校組合)教育委員会の要請による学校訪問と兼ねる場合は、授業参観と指導の時間を設けてもらえるよう、管理職に確認すること。
- ・ 研究授業に向けての校内研修(学年団会や教科部会における学習指導案検討等)を実施する。

(2) 指導方法や職務遂行に関する課題研究を通じた研修(5日程度)

(例) 学習指導における実践的指導力の向上を図る。

- ・ 教科・教科外の指導法に関する研究、ICTなど特定分野での教材や指導法に関する研究

(例) 児童生徒とのコミュニケーション能力の向上を図る。

- ・ 生徒指導、学級経営、進路指導等の研究

(例) 職務遂行能力の向上を図る。

- ・ 管理職による講話、教育法規、学級経営、生徒指導等の研究

(例) 放送大学で学ぶ。(受講科目にかかわらず、5日の研修に位置付ける。)

- ・ 放送大学のテキストと放送授業(BS放送(テレビ・ラジオ)、インターネット等)を利用して、大学の授業を受講する。

放送大学について

(期間)2024年10月1日～2025年3月31日(学部科目履修生・大学院修士科目生)

(受付)第1回 2024年6月10日(Web・郵送)～2024年8月31日(入学試験なし)

第2回 2024年9月1日(Web・郵送)～2024年9月10日(入学試験なし)

(費用)テキスト代含む。

区 分	入 学 料	授業料(2単位)
科目履修生(学部)	7,000円	12,000円
修士科目生(大学院)	14,000円	24,000円

※ 費用は個人負担とする。

※ 公立学校共済組合の割引(入学金が半額)及び香川県教職員互助会の選択型福利厚生制度による補助が利用できる。(入学に関しては、科目・選科・全科を問わない)

(学習方法) BS放送やインターネットを通じて、自分の好きな時間に自宅などで授業を視聴して学習をすることができる。

(科目例)

- ・ 学 部：小学校外国語教育教授基礎論、道徳教育論、新時代の生徒指導、教育のためのICT活用、特別支援教育総論など約300科目。特別支援学校教諭免許状、隣接校種、上位の免許状の取得に活用できる。
- ・ 大学院：カリキュラムの理論と実践、教育行政と学校経営、道徳教育の理念と実践、海外の教育改革、教育心理学特論など約70科目。専修免許状の取得に活用できる。

(スケジュール)

- ・ 単位認定試験(学部、大学院：2025年1月19日～1月23日(記述・併用)
(学部、大学院：2025年1月19日～1月27日(択一)
※自宅などでWebによる受験

- ・ 成績通知(2025年2月下旬)

(再視聴施設の利用)

- ・ 丸亀市(飯山総合学習センター)に再視聴施設があり、所定の手続きをすれば、本施設でも授業DVDやCDの視聴ができる。

(問合先)

- ・ 放送大学香川学習センター(高松市幸町1-1：香川大学幸町北キャンパス内)

〔電 話〕087-837-9877

〔ウェブサイト〕<https://www.ouj.ac.jp> [e-mail] c37-ksc@ouj.ac.jp

IV 評価票案及び実施計画書案等の作成について

中堅教諭等資質向上研修実施要項に基づき、校長は、「中堅教諭等評価票(案)(校長評価用)」及び「中堅教諭等資質向上研修Ⅱ実施計画書(案)」を作成し、所管する教育委員会(県立学校及び附属学校においては県教育センター)に提出する。

1 評価票案について

「中堅教諭等評価票(案)(校長評価用)」(以下「評価票案」という。(様式1-2))の作成に当たっては、次のことに留意する。

- (1) 「評価票案」の学年団・担任等、担当教科及び校務分掌は令和6年4月1日現在のものを記入する。
- (2) 「評価票案」の「評価」欄については、香川県教員等人材育成方針に基づく「素養・資質」、「知識・技能」、「連携・協働」、「特別な配慮や支援を必要とする子どもへの対応」、「ICTや情報・教育データの利活用」の各項目についての評価を基準により4段階で記入し、「総合所見」欄については、評価や過去の研修履歴、得意分野として伸ばすべき資質・能力等を考慮して総合的に記述する。
- (3) 校長は、「評価票案」を令和6年5月9日(木)までに所管する教育委員会(県立学校及び附属学校においては県教育センター)へ1部提出する。
- (4) 中堅教諭等は、「中堅教諭等評価票(自己評価用)」(以下「自己評価票」という。(様式1-1))を校長に提出する。
「自己評価票」は、「評価票案」と同様の各項目について4段階で評価を記入する。また「研修に向けての課題等」の欄については、自己評価の結果や得意分野等を考慮して、研修に向けての課題や目標等について記入する。
- (5) 「評価票案」の作成は、校長の権限と責任において行うべきものであり、評価においては漠然とした印象等ではなく、評価項目ごとにおける具体的な事実に基づき、正確・公正に行うものとする。

2 実施計画書案について

「評価票案」や研修内容に基づいて、「中堅教諭等資質向上研修Ⅱ実施計画書(案)」(以下「実施計画書案」という。(様式2))の作成に当たっては、次のことに留意する。

- (1) 「実施計画書案」には、「評価票案」や研修内容に基づいて、個人研修課題を立て、県教育センター等における研修と校内等における研修とに分けて、内容等の必要な事項を記入する。
- (2) 県教育センター等における研修の成果が校内等における研修に生かされるよう計画を立てる。
- (3) 「実施計画書案」の作成に当たっては、「(様式2)記入例」を参考にする。
- (4) 「実施計画書案」の作成に当たっては、中堅教諭等に自己評価を行わせ、中堅教諭等の意見や希望を参考とすることにより、中堅教諭等に自らの課題や適性、得意分野等を再認識させ、研修意欲を喚起するとともに、研修計画がより適切なものとなるよう配慮する。
- (5) 校長は、「実施計画書案」を令和6年5月9日(木)までに、所管する教育委員会(県立学校及び附属学校においては県教育センター)に1部提出する。
- (6) 所管する教育委員会(県立学校及び附属学校においては県教育センター)は、提出された「実施計画書案」について必要な調整を行い、実施計画を決定し、関係学校長に連絡する。

3 決定した実施計画書について

- (1) 校長は、決定した「実施計画書」を、令和6年5月16日(木)までに所管する教育委員会へ3部(県立学校及び附属学校においては県教育センターへ1部)提出する。
- (2) 決定した評価及び実施計画については、中堅教諭が、自らの課題を明確に認識して研修に取り組むことが望ましいことから、必要に応じて中堅教諭に示して説明することも考えられる。

4 その他の書類について

(1) 個人研修課題についての調査及び研究協議(第5回研修)希望調査

以下の二次元コード又はURLから①②の調査について、令和6年5月16日(木)までに回答する。



<https://forms.office.com/r/SbRL6GLVwX>

① 個人研修課題について調査

「実施計画書」(様式2)で設定した個人研修課題と個人研修課題内容について記入する。個人研修課題内容については、以下から主たる内容を一つ選択する。

記号	内容	記号	内容
A	学級経営に関する内容	B	教科指導に関する内容
C	生徒指導に関する内容	D	道徳教育に関する内容
E	特別活動、総合的な学習の時間に関する内容	F	特別支援教育に関する内容
G	学校づくり、学年団経営に関する内容	H	その他の内容

② 研究協議(第5回研修)希望調査

県教育センターで調整を行い、第1回で周知する。

第5回の研究協議「校内・校外における連携の図り方」は、希望により下の分科会に分かれて行う。

番号	分科会	主な内容
1	教諭・養護教諭・栄養教諭の連携	小・中学校教諭と養護教諭と栄養教諭が校内・校外における連携について協議する。
2	幼小接続	幼稚園教諭・保育教諭と小学校教諭が幼小接続について協議する。
3	地域連携	小・中学校教諭が地域連携について協議する。
4	学警連携	小・中学校教諭が学警連携について協議する。

(2) オンライン研修(必修)「学校組織マネジメント」レポートの作成

県教育センターオンライン研修サイトにある「学校組織マネジメント(キャリアの振り返り、自己資質・力量分析)」の動画を、第1回研修において配布される資料を参照しながら視聴し、「学校組織マネジメント」レポート(様式3-2)を作成し、**管理職に確認を得る。レポートは第7回研修の際に1部持参するか、それまでに県教育センターへ送付又は郵送**する。

(3) 第2、3回研修(選択型研修)受講報告書

「第2、3回研修受講報告書」(様式3-1)を作成し、**管理職に確認を得る**。報告書は、第2回、第3回それぞれの研修終了後、**2週間以内に、県教育センターへ送付又は郵送**する。

V 中堅教諭等資質向上研修に係る評価基準

中堅教諭等資質向上研修実施要項に基づき、「校長及び教員としての資質の向上に関する指標」における発展期の各項目について、以下の4段階の評価基準により評価をする。

◆ 各評価項目の評価については、下記の基準によるものとする。

評価	基準
4	中堅教諭等として求められる程度以上に優れている
3	中堅教諭等として求められる一般的な程度を十分に満たしている
2	中堅教諭等として求められる最低限の程度を満たしている
1	中堅教諭等として求められる最低限の程度を満たしていない

◆ 校長及び教員としての資質の向上に関する指標（教諭の指標）

キャリアステージ 目安となる経験年数	基礎期 1年目～6年目	発展期 7年目～20年目	深化期 21年目～
素養・資質	使命感・責任感 教員の使命と責任を理解し、法規の遵守や綱紀の保持などに対する意識を高め、教員として必要な倫理観を培う。	ミドルリーダーとしての使命感、責任感と高い倫理観に基づき、法規の遵守や綱紀の保持などを率先して実践する。	他教員の範となるような確たる倫理観に基づき、法規の遵守や綱紀の保持などについて、使命感、責任感を持って助言する。
	コミュニケーション 教育者としての自覚に基づき、子どもや保護者などと適切なコミュニケーションがとれるような、組織の一員としての社会性を身に付ける。	教育者として自覚を持った発言や行動ができ、円滑なコミュニケーション力や豊かな人間性を身に付ける。	教育者として信頼される発言や行動ができ、自ら範を示すとともに、コミュニケーション能力を生かして、周囲の関係を調整する。
	自己研鑽 他教員から学ぶ姿勢を持ち、自分を見つめ、適切な目標設定のもと、探究心を持って、研究と修養に励む。	自己の教育実践を振り返り、課題解決のために教育情報を広く収集し、適切な目標設定のもと、専門性を高めるための研究と修養に励む。	自己の教育実践を振り返りながら、より効果的な教育活動の実践に取り組むとともに、学校全体を視野に入れた目標設定のもと、専門性を高めるための研究と修養に励む。
知識・技能	子ども理解 子どもとのかかわりを通して、子どもの発達段階や成長の背景、配慮を必要とする子どもへのかかわり方を理解する。	子どもの発達の段階や成長の背景を理解し、子どもとの関係を深めるとともに、配慮を必要とする子どもへの対応など、個に応じた適切な理解ができる。	子どもに対する豊かな理解力と豊富な指導経験を生かし、子どもの個性が発揮できるよう、多面的な配慮ができる。
	学習指導 学習指導に関する基本的な知識や技能を身に付け、計画的に授業づくりをするとともに、適切な学習評価を実施し、授業改善につなげることができる。	学習指導に関する専門的な知識や技能を高め、他教員の範となるような授業づくりをするとともに、適切な学習評価を実施し、授業改善につなげることができる。	学習指導に関する専門的な知識や技能をより一層高め、自ら適切な学習評価と授業改善を行うとともに、組織的な取組となるよう、他教員に対して指導や助言ができる。

知識・技能	生徒指導	子どもに自己存在感や自己決定の場を与え、成長を支援するとともに、共感的な人間関係を育成し、計画的に集団づくりへの取組ができる。	子どもの自己存在感を高め、成長を促すための適切な支援を行うとともに、共感的な人間関係を育成し、学校全体の教育活動の活性化につながる集団づくりができる。	子どもの成長のために多角的な支援を行うとともに、共感的な人間関係の育成に必要なネットワークを機能させ、集団づくりについての指導や助言ができる。
	学校づくり	学校の教育目標を理解し、目標達成に向けた自己の役割を自覚し、特色ある学校づくりにおける「チーム学校」の一員として行動する。	学校の教育目標の達成に向けて、「チーム学校」の推進役として積極的にかかわり、特色ある学校づくりに取り組む。	学校の教育目標達成に向けた取組を総合的に分析し、「チーム学校」の中心となって、特色ある学校づくりのために貢献する。
	参画・運営	保護者や地域との連携の必要性を理解し、管理職や同僚に報告、連絡、相談をしながら、教員集団の中で自ら進んでかかわりを持つ。	保護者や地域との連携に積極的にかかわるとともに、他の関係機関等との連携を強化し、協働において中心的な役割を果たす。	保護者、地域、関係機関等に対して学校の取組を広報し、校内外における連携を強化し、協働体制づくりにおいてリーダーシップを発揮する。
	危機管理	学校で起こり得る多様なリスクやトラブルを理解し、それに対応する力を身に付け、安全で安心な学校づくりに取り組む。	学校全体で取り組める多様なリスクやトラブルに対する未然防止策や対応策を提案し、安全で安心な学校づくりを推進する。	多様なリスクやトラブルに対して学校全体で取り組めるよう、他教員に助言し、安全で安心な学校づくりに関してリーダーシップを発揮する。

特別な配慮や支援を必要とする子どもへの対応	特別な配慮や支援を必要とする子どもの特性等を理解し、対応するために必要となる知識や支援方法を身に付け、学習上・生活上の支援の工夫を行うことができる。	特別な配慮や支援を必要とする子どもの特性等を理解し、学習上・生活上の支援の工夫を適切に行うとともに、関係教職員や保護者と連携しながら組織的に対応することができる。	特別な配慮や支援を必要とする子どもに対して、適切に対応するとともに、他教員への指導や助言、関係機関や専門機関等との連携を積極的に推進することができる。
ICTや情報・教育データの利活用	学校におけるICT活用の意義を理解し、授業や校務等においてICTを積極的に活用するとともに、子どもの情報活用能力を育成するための実践を行うことができる。	ICTを効果的に活用した授業実践等を行い、校務の効率化及び子どもの学習や生活の改善を図るため、情報・教育データを適切に活用することができる。	自らのICT活用指導力を高めるとともに、他教員に効果的な活用方法を指導助言することができる。情報・教育データを活用して組織的な課題を明確にし、解決に向けて働きかけることができる。

VI 中堅教諭等資質向上研修Ⅱ実施報告書等の作成について

中堅教諭等資質向上研修実施要項に基づき、校長は、「中堅教諭等資質向上研修Ⅱ実施報告書(校長用)」(以下「報告書(校長用)」)という。(様式5-2))を作成し、所管する教育委員会(県立学校及び附属学校においては県教育センター)に提出する。

1 実施報告書について

- (1) 「報告書(校長用)」の「総合所見」欄については、今後の指導や研修に活用できるよう、研修の成果や今後の課題等を「素養・資質」、「知識・技能」、「連携・協働」、「特別な配慮や支援を必要とする子どもへの対応」、「ICTや情報・教育データの利活用」の観点を考慮して、総合的に記述する。
- (2) 「報告書(校長用)」の作成に当たっては、研修終了後、校長が再度評価するとともに、中堅教諭等に自己評価させ、自らの伸びや課題等を再認識することにより、今後の研修意欲を喚起するとともに、「報告書(校長用)」がより適切なものとなるよう配慮する。
- (3) 校長は、「報告書(校長用)」を令和7年2月28日(金)までに所管する教育委員会へ3部(県立学校及び附属学校においては県教育センターへ1部)提出する。
- (4) 中堅教諭等が行う自己評価については、「中堅教諭等資質向上研修Ⅱ実施報告書(本人用)」(以下「報告書(本人用)」)という。(様式5-1))を作成し、校長に提出する。
「報告書(本人用)」は、研修の成果や今後の課題等を「素養・資質」、「知識・技能」、「連携・協働」、「特別な配慮や支援を必要とする子どもへの対応」、「ICTや情報・教育データの利活用」及び「成果と課題」の各項目について自己評価し、記述する。

2 各研修における研修受講記録について

各研修終了後、中堅教諭等は、県教育センター等における研修受講記録(様式例4-1)及び校内等における研修受講記録(様式例4-2)を作成し、校長に提出する。

令和6年度 中堅教諭等評価票（自己評価用）

校名	学校	職名	フリガナ	
			受講者名	
学年団・担任等		担当教科・校務分掌等		

以下の基準により4段階で評価し、評価欄に記入してください。

基準	評価
中堅教諭等として求められる程度以上に優れている	4
中堅教諭等として求められる一般的な程度を十分に満たしている	3
中堅教諭等として求められる最低限の程度を満たしている	2
中堅教諭等として求められる最低限の程度を満たしていない	1

観点	育成指標と発展期に求められる具体的な姿	評価
A 素養・資質	使命感・責任感 ミドルリーダーとしての使命感、責任感と高い倫理観に基づき、法規の遵守や綱紀の保持などを率先して実践する。 (例)・教育公務員として率先して服務規律を遵守し、綱紀の保持について、校内での意識が高まる雰囲気をつくることことができる。 ・ミドルリーダーとしての自覚を持ち、使命感、責任感を持って、児童生徒の教育に携わるとともに、後輩教員への支援をすることができる。	
	コミュニケーション 教育者として自覚をもった発言や行動ができ、円滑なコミュニケーション力や豊かな人間性を身に付ける。 (例)・相手の思いや考えをその背景を含めて理解し、状況に応じて、適切な助言やかかわりができる。 ・教育者としての自覚ある言動を通して、子どもや保護者、同僚及び地域の人々との信頼関係を築くよう努めることができる。	
	自己研鑽 自己の教育実践を振り返り、課題解決のために教育情報を広く収集し、適切な目標設定のもと、専門性を高めるための研究と修養に励む。 (例)・今日的な教育動向の把握に努め、研修会等で広く情報を収集するなどし、自らの専門性を高めるとともに、学校課題を自らの課題として捉え、改善を図ることができる。 ・自己の教育実践の目標を定め、学び続ける姿勢を示し、積極的に教育情報を収集したり、課題解決のための具体的な提案をしたりしながら、共に高め合う教員集団づくりに貢献することができる。	
B 知識・技能	子ども理解 子どもの発達段階や成長の背景を理解し、子どもとの関係を深めるとともに、配慮を必要とする子どもへの対応など、個に応じた適切な理解ができる。 (例)・児童生徒相互の好ましい人間関係づくりや、教師と児童生徒との信頼関係づくりに積極的にかわり、一人一人の児童生徒に心地よい居場所をつくることことができる。 ・児童生徒一人一人の特性や状況、生活環境等を多面的・多角的に捉え、個に応じた適切な指導や支援の組織的な対応を提案することができる。	
	学習指導 学習指導に関する専門的な知識や技能を高め、他教員の範となるような授業づくりをするとともに、適切な学習評価を実施し、授業改善につなげることができる。 (例)・学習指導要領の教科、領域等の趣旨やねらいを理解し、「主体的・対話的で深い学び」の実現を図ることで、児童生徒の資質・能力の向上に努めるとともに、他の教員の範となるような学習指導ができる。 ・周囲からの意見、自己の授業の振り返りや適切な学習評価等を基に、積極的に授業改善や児童生徒の学習意欲向上に取り組み、より一層専門的な知識や技能を身に付けることができる。	
	生徒指導 子どもの自己存在感を高め、成長を促すための適切な支援を行うとともに、共感的な人間関係を育成し、学校全体の教育活動の活性化につながる集団づくりができる。 (例)・他の教員と組織的に対峙しながら、学級や学年のみならず学校全体の児童生徒の実態を把握し、よりよい集団づくりに取り組むことことができる。 ・児童生徒の自己存在感を高めるとともに、児童生徒の将来を見据え、問題解決能力を高めるための支援をすることができる。	

観 点		育成指標と発展期に求められる具体的な姿	評 価
C 連携・協働	学校づくり	<p>学校の教育目標の達成に向けて、「チーム学校」の推進役として積極的にかかわり、特色ある学校づくりに取り組む。</p> <p>(例)・各校の学校教育目標の達成に向けて、自校の特徴と課題を踏まえ、積極的に特色ある学校づくりに参画することができる。</p> <p>・学年団や分掌等の要となり、学校の課題解決に向けて、リーダーシップを発揮することができる。</p>	
	参画 ・ 運営	<p>保護者や地域との連携に積極的にかかわるとともに、他の関係機関等との連携を強化し、協働において中心的な役割を果たす。</p> <p>(例)・保護者や地域、外部の専門機関等との連携の強化に努め、組織の一員として、その関係を円滑にするために働きかけることができる。</p> <p>・協働的な教員集団づくりに中心となってかかわるとともに、後輩教員に的確な助言や支援をすることができる。</p>	
	危機管理	<p>学校全体で取り組める多様なリスクやトラブルに対する未然防止策や対応策を提案し、安全で安心な学校づくりを推進する。</p> <p>(例)・危機管理意識を持ち、安全管理に対して適切な対応をするとともに、学校全体のリスクやトラブルに対する対応策や未然防止策を提案することができる。</p> <p>・的確な判断の下、児童生徒が安心して学校生活を送れるよう、安全に留意した校内外の環境を整えることができる。</p>	
特別な配慮や支援を必要とする子どもへの対応		<p>特別な配慮や支援を必要とする子どもの特性等を理解し、学習上・生活上の支援の工夫を適切に行うとともに、関係教職員や保護者と連携しながら組織的に対応することができる。</p> <p>(例)・障害のある児童生徒や不登校児童生徒等、特別な配慮や支援を必要とする子どもの特性、気持ち及び困難の背景等を理解するとともに、教育支援に関する情報を確実に引き継ぎ、切れ目のない支援を推進することができる。</p> <p>・関係教職員、保護者や関係機関等と連携の強化に努め、個々の課題を解決するために指導や支援の組織的な対応を提案することができる。</p>	
ICT や情報・教育データの利活用		<p>ICT を効果的に活用した授業実践等を行い、校務の効率化及び子どもの学習や生活の改善を図るため、情報・教育データを適切に活用することができる。</p> <p>(例)・ICT を効果的に活用した授業を展開したり、児童生徒の学習や生活に関わる個人情報等の教育データを適切に活用したりするとともに、他の教員の ICT 活用指導力の向上のための助言や支援をすることができる。</p> <p>・校務の情報化に対応して、効率的に業務を進め、情報を適切に扱うとともに、校内の情報化においてリーダーシップを発揮することができる。</p>	
研修に向けての課題等			
		評価年月日	令和 年 月 日

(様式1-2)

令和6年度 中堅教諭等評価票(案) (校長評価用)

校名	学校	職名	フリガナ	
			受講者名	
学年団・担任等	担当教科・校務分掌等			

以下の基準により4段階で評価し、評価欄に記入してください。

基準	評価
中堅教諭等として求められる程度以上に優れている	4
中堅教諭等として求められる一般的な程度を十分に満たしている	3
中堅教諭等として求められる最低限の程度を満たしている	2
中堅教諭等として求められる最低限の程度を満たしていない	1

観点	育成指標と発展期に求められる具体的な姿	評価
A 素養・資質	使命感・責任感 ミドルリーダーとしての使命感、責任感と高い倫理観に基づき、法規の遵守や綱紀の保持などを率先して実践する。 (例)・教育公務員として率先して服務規律を遵守し、綱紀の保持について、校内での意識が高まる雰囲気をつくることできる。 ・ミドルリーダーとしての自覚を持ち、使命感、責任感を持って、児童生徒の教育に携わるとともに、後輩教員への支援をすることができる。	
	コミュニケーション 教育者として自覚をもった発言や行動ができ、円滑なコミュニケーション力や豊かな人間性を身に付ける。 (例)・相手の思いや考えをその背景を含めて理解し、状況に応じて、適切な助言やかかわりができる。 ・教育者としての自覚ある言動を通して、子どもや保護者、同僚及び地域の人々との信頼関係を築くよう努めることができる。	
	自己研鑽 自己の教育実践を振り返り、課題解決のために教育情報を広く収集し、適切な目標設定のもと、専門性を高めるための研究と修養に励む。 (例)・今日的な教育動向の把握に努め、研修会等で広く情報を収集するなどし、自らの専門性を高めるとともに、学校課題を自らの課題として捉え、改善を図ることができる。 ・自己の教育実践の目標を定め、学び続ける姿勢を示し、積極的に教育情報を収集したり、課題解決のための具体的な提案をしたりしながら、共に高め合う教員集団づくりに貢献することができる。	
B 知識・技能	子ども理解 子どもの発達段階や成長の背景を理解し、子どもとの関係を深めるとともに、配慮を必要とする子どもへの対応など、個に応じた適切な理解ができる。 (例)・児童生徒相互の好ましい人間関係づくりや、教師と児童生徒との信頼関係づくりに積極的にかかわり、一人一人の児童生徒に心地よい居場所をつくることできる。 ・児童生徒一人一人の特性や状況、生活環境等を多面的・多角的に捉え、個に応じた適切な指導や支援の組織的な対応を提案することができる。	
	学習指導 学習指導に関する専門的な知識や技能を高め、他教員の範となるような授業づくりをするとともに、適切な学習評価を実施し、授業改善につなげることができる。 (例)・学習指導要領の教科、領域等の趣旨やねらいを理解し、「主体的・対話的で深い学び」の実現を図ることで、児童生徒の資質・能力の向上に努めるとともに、他の教員の範となるような学習指導ができる。 ・周囲からの意見、自己の授業の振り返りや適切な学習評価等を基に、積極的に授業改善や児童生徒の学習意欲向上に取り組み、より一層専門的な知識や技能を身に付けることができる。	
	生徒指導 子どもの自己存在感を高め、成長を促すための適切な支援を行うとともに、共感的な人間関係を育成し、学校全体の教育活動の活性化につながる集団づくりができる。 (例)・他の教員と組織的に対応しながら、学級や学年のみならず学校全体の児童生徒の実態を把握し、よりよい集団づくりに取り組むことができる。 ・児童生徒の自己存在感を高めるとともに、児童生徒の将来を見据え、問題解決能力を高めるための支援をすることができる。	

受講者名	
------	--

観 点		育成指標と発展期に求められる具体的な姿	評 価
C 連 携 ・ 協 働	学校づくり	<p>学校の教育目標の達成に向けて、「チーム学校」の推進役として積極的にかかわり、特色ある学校づくりに取り組む。</p> <p>(例)・各校の学校教育目標の達成に向けて、自校の特徴と課題を踏まえ、積極的に特色ある学校づくりに参画することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学年団や分掌等の要となり、学校の課題解決に向けて、リーダーシップを発揮することができる。 	
	参画 ・ 運営	<p>保護者や地域との連携に積極的にかかわるとともに、他の関係機関等との連携を強化し、協働において中心的な役割を果たす。</p> <p>(例)・保護者や地域、外部の専門機関等との連携の強化に努め、組織の一員として、その関係を円滑にするために働きかけることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協働的な教員集団づくりに中心となってかかわるとともに、後輩教員に的確な助言や支援をすることができる。 	
	危機管理	<p>学校全体で取り組める多様なリスクやトラブルに対する未然防止策や対応策を提案し、安全で安心な学校づくりを推進する。</p> <p>(例)・危機管理意識を持ち、安全管理に対して適切な対応をするとともに、学校全体のリスクやトラブルに対する対応策や未然防止策を提案することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・的確な判断の下、児童生徒が安心して学校生活を送れるよう、安全に留意した校内外の環境を整えることができる。 	
特別な配慮や支援を必要とする子どもへの対応		<p>特別な配慮や支援を必要とする子どもの特性等を理解し、学習上・生活上の支援の工夫を適切に行うとともに、関係教職員や保護者と連携しながら組織的に対応することができる。</p> <p>(例)・障害のある児童生徒や不登校児童生徒等、特別な配慮や支援を必要とする子どもの特性、気持ち及び困難の背景等を理解するとともに、教育支援に関する情報を確実に引き継ぎ、切れ目のない支援を推進することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係教職員、保護者や関係機関等と連携の強化に努め、個々の課題を解決するために指導や支援の組織的な対応を提案することができる。 	
ICT や情報・教育データの利活用		<p>ICT を効果的に活用した授業実践等を行い、校務の効率化及び子どもの学習や生活の改善を図るため、情報・教育データを適切に活用することができる。</p> <p>(例)・ICT を効果的に活用した授業を展開したり、児童生徒の学習や生活に関わる個人情報等の教育データを適切に活用したりするとともに、他の教員の ICT 活用指導力の向上のための助言や支援をすることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校務の情報化に対応して、効率的に業務を進め、情報を適切に扱うとともに、校内の情報化においてリーダーシップを発揮することができる。 	
総合所見			
評価年月日	令和 年 月 日	評価者	職 名 校長 氏 名

(様式2)

令和6年度 中堅教諭等資質向上研修Ⅱ実施計画書(案)

校名() 学校) 受講者名 ()

校長名 ()

個人研修課題			
個人研修課題内容		A 学級経営に関する内容 B 教科指導に関する内容 C 生徒指導に関する内容 D 道徳教育に関する内容 E 特別活動、総合的な学習の時間に関する内容 F 特別支援教育に関する内容 G 学校づくり、学年団経営に関する内容 H その他の内容	
月	県教育センター等における研修	校内等における研修 □：研究授業、教材研究等(5日程度) ■：課題研究(5日程度)	事前課題・提出物等
4			
5			
6			
7			
8			
9	<p>実施計画書(案)の作成に当たって</p> <p>実施計画書(案)の作成時に、香川県教育センター オンライン研修サイトにアクセスし、「中堅教諭等、養護教諭、栄養教諭資質向上研修Ⅱオリエンテーション」の動画を視聴してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 動画は令和6年4月1日(月)より視聴可能です。 ○ オンライン研修サイトのログインには、閲覧IDとパスワードが必要です。 <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年4月1日(月)～4月下旬まで 令和5年度用の閲覧IDとパスワードを使用 ・4月下旬以降 令和6年度用の閲覧IDとパスワードを使用 <p>令和6年度の閲覧IDとパスワードの設定、及び閲覧ID等が変更される日時については、4月上旬に香川県教育センターから各学校に送付される文書を参照してください。</p>		
10			
11			
12			
1			
2			
3			

第2回、第3回選択型研修受講予定 ※二つ〇を付ける(申込みが必要な場合は、管理職を通じて行うこと)

選択	内容	選択	内容
	①教職大学院迄連携研修、又は専門研修の受講		③同校種の公開授業・研究授業に参加
	②異校種の公開授業・研究授業に参加		④独立行政法人教職員支援機構(NITS)動画教材の受講

第 回 選択型研修 受講報告書

香川県教育センター所長 殿	校 名				
	校 長 名				
	受 講 者 名		受講者 番号		
第 回 研修	日 時	令和 年 月 日 () : ~ :			
	選択 番号	講座名等			
	研修の概要				
	受講後の感想等				

送 付 先 香川県教育センター
〒761-8031 高松市郷東町587-1
各研修終了後、2週間以内に通送又は郵送してください。

第2回 選択型研修 受講報告書

2又は3を記入する。		校	年度当初に送付された研修の開催についての通知で周知した受講者番号を記入する。	
香川県教育センター所長 殿		校長名	○○ ○○	
		受講者名	○○□□	受講者番号 ○○
日時		令和 6年 9月 5日 (木) 13:30~16:30		
選択番号	講座名等	④ ・新学習指導要領に対応した学習評価 (小学校 国語科) 新学習指導要領編 No37 ・「令和の日本型学校教育」の構築を目指して 校内研修シリーズ No94		
研		「新学習指導要領に対応した学習評価」は..... 「令和の日本型学校教育」の構築を目指して」は.....		
<p>点線より左側：①～④から選択した番号を記入する。(P5参照)</p> <p>右側：①を選択した場合は、受講した講座名を記入する。</p> <p>②③を選択した場合は、実施学校名や学年等を記入する。</p> <p>④を選択した場合は、受講した二つの動画教材名を記入する。</p>				
第2回 研修	2又は3を記入する。			
受講後の感想等		④を選択した場合は、受講した二つの動画教材について感想等を記述する。		
県教育センターへ提出する前に管理職の確認を得ること。				

送付先 香川県教育センター
〒761-8031 高松市郷東町587-1
各研修終了後、2週間以内に逡送又は郵送してください。

オンライン研修「学校組織マネジメント」レポート

香川県教育センター所長 殿	校 名		
	校 長 名		
	受講者名		受講者 番号
受 講 日	令和 年 月 日 ()		
研修の概要			
受講後の感想等			

※県教育センターへ提出する前に管理職の確認を得る。

※第7回研修の際に1部持参するか、それまでに県教育センターへ送付又は郵送する。

(様式例4-1) 中堅教諭等資質向上研修Ⅱ(小・中) 県教育センター等における研修受講記録

校名 () 学校) 受講者名 ()

研修日時	月 日() : ~ :	研修会場	
研修内容			
研修成果及び感想			
研修日時	月 日() : ~ :	研修会場	
研修内容			
研修成果及び感想			

※学校独自の様式も可

(様式例4—2) 中堅教諭等資質向上研修Ⅱ(小・中) 校内等における研修受講記録

校名 () 学校) 受講者名()

研修日時	研修内容	研修成果及び感想(指導・助言の内容を含む)
月 日 () : } :		

※学校独自の様式も可

※校内研究授業については、討議会での意見や指導・助言の内容も記録すること。

(様式5-1) 令和6年度 中堅教諭等資質向上研修Ⅱ実施報告書(本人用)

校名	学校	職名	フリガナ	
			受講者名	

観 点		育成指標	報告及び自己評価
A 素養・資質	使命感・責任感	ミドルリーダーとしての使命感、責任感と高い倫理観に基づき、法規の遵守や綱紀の保持などを率先して実践する。	
	コミュニケーション	教育者として自覚を持った発言や行動ができ、円滑なコミュニケーション力や豊かな人間性を身に付ける。	
	自己研鑽	自己の教育実践を振り返り、課題解決のために教育情報を広く収集し、適切な目標設定のもと、専門性を高めるための研究と修養に励む。	
B 知識・技能	子ども理解	子どもの発達の段階や成長の背景を理解し、子どもとの関係を深めるとともに、配慮を必要とする子どもへの対応など、個に応じた適切な理解ができる。	
	学習指導	学習指導に関する専門的な知識や技能を高め、他教員の範となるような授業づくりをするとともに、適切な学習評価を実施し、授業改善につなげることができる。	
	生徒指導	子どもの自己存在感を高め、成長を促すための適切な支援を行うとともに、共感的な人間関係を育成し、学校全体の教育活動の活性化につながる集団づくりができる。	
C 連携・協働	学校づくり	学校の教育目標の達成に向けて、「チーム学校」の推進役として積極的にかかわり、特色ある学校づくりに取り組む。	
	参画・運営	保護者や地域との連携に積極的にかかわるとともに、他の関係機関等との連携を強化し、協働において中心的な役割を果たす。	
	危機管理	学校全体で取り組める多様なリスクやトラブルに対する未然防止策や対応策を提案し、安全で安心な学校づくりを推進する。	
特別な配慮や支援を必要とする子どもへの対応		特別な配慮や支援を必要とする子どもの特性等を理解し、学習上・生活上の支援の工夫を適切に行うとともに、関係教職員や保護者と連携しながら組織的に対応することができる。	
ICTや情報・教育データの利活用		ICTを効果的に活用した授業実践等を行い、校務の効率化及び子どもの学習や生活の改善を図るため、情報・教育データを適切に活用することができる。	
成果と課題			

報告年月日

令和 年 月 日

(様式5-2) 令和6年度 中堅教諭等資質向上研修Ⅱ実施報告書 (校長用)

校名	学校	職名	フリガナ	
			受講者名	

観 点		育 成 指 標
A 素養・資質	使命感・責任感	ミドルリーダーとしての使命感、責任感と高い倫理観に基づき、法規の遵守や綱紀の保持などを率先して実践する。
	コミュニケーション	教育者として自覚を持った発言や行動ができ、円滑なコミュニケーション力や豊かな人間性を身に付ける。
	自己研鑽	自己の教育実践を振り返り、課題解決のために教育情報を広く収集し、適切な目標設定のもと、専門性を高めるための研究と修養に励む。
B 知識・技能	子ども理解	子どもの発達の段階や成長の背景を理解し、子どもとの関係を深めるとともに、配慮を必要とする子どもへの対応など、個に応じた適切な理解ができる。
	学習指導	学習指導に関する専門的な知識や技能を高め、他教員の範となるような授業づくりをするとともに、適切な学習評価を実施し、授業改善につなげることができる。
	生徒指導	子どもの自己存在感を高め、成長を促すための適切な支援を行うとともに、共感的な人間関係を育成し、学校全体の教育活動の活性化につながる集団づくりができる。
C 連携・協働	学校づくり	学校の教育目標の達成に向けて、「チーム学校」の推進役として積極的にかかわり、特色ある学校づくりに取り組む。
	参画・運営	保護者や地域との連携に積極的にかかわるとともに、他の関係機関等との連携を強化し、協働において中心的な役割を果たす。
	危機管理	学校全体で取り組める多様なリスクやトラブルに対する未然防止策や対応策を提案し、安全で安心な学校づくりを推進する。
特別な配慮や支援を必要とする子どもへの対応		特別な配慮や支援を必要とする子どもの特性等を理解し、学習上・生活上の支援の工夫を適切に行うとともに、関係教職員や保護者と連携しながら組織的に対応することができる。
ICTや情報・教育データの利活用		ICTを効果的に活用した授業実践等を行い、校務の効率化及び子どもの学習や生活の改善を図るため、情報・教育データを適切に活用することができる。
総合所見		
報告年月日	令和 年 月 日	報告者 職名 校長 氏名

令和6年度 中堅教諭等資質向上研修Ⅱイメージ図

能力、適性等の評価及び実施計画書の作成

4月・5月

- 校長は、評価票案及び個人の能力や適性等に応じた実施計画書案を作成し、所管する教育委員会（県立学校及び附属学校においては県教育センター）に提出する。作成に当たり、中堅教諭等から自己評価や研修への意見や希望を聴取する。
- 当該小・中学校を所管する教育委員会（県立学校及び附属学校においては県教育センター）は、校長より提出された評価票案及び実施計画書案を確認、指導し、実施計画を決定する。
- 校長は、所管する教育委員会（県立学校及び附属学校においては県教育センター）に実施計画書を提出する。

研修の実施

【校内等における研修(10日程度)】

研究授業・教材研究(5日程度)

- 校内において研究授業、教材研究等を通じて教科等の指導に関する研修を行う。中堅教諭等が行う授業については、外部の指導者や校長、教頭等が指導助言を行う。

課題研究(5日程度)

- 自己の課題に基づき、特定のテーマを選定し研究を行う。研究の過程・成果について校長等が指導助言を行う。(テーマによっては、放送大学等を有効に利用する。)

【県教育センター等における研修(7日)】

学習指導に関する研修

- 指導力向上に関する研修

選択型研修

- 第2・3回 四つの研修から二つを選択する (P5参照)
- 第4回 三つの研修から一つを選択する (P5参照)

専門的な分野等に関する研修

- 教育法規、学校組織マネジメント、カリキュラム・マネジメント、キャリア教育、特別支援教育、教育相談、人権・同和教育、校内外の連携、危機管理、体罰、セクシュアル・ハラスメントの防止等

6月
～
2月

研修成果の評価及び報告

年度末

- 校長は、研修終了時に中堅教諭等の校内外の研修等の状況を基に評価を行い、その結果を、当該小・中学校を所管する教育委員会（県立学校及び附属学校においては県教育センター）に報告する。
- 研修成果の評価をその後の研修等に活用する。

〔資料2〕 令和6年度 中堅教諭等資質向上研修Ⅱに係る文書等の流れ



研修成果の評価及び実施報告書の作成及び提出		
2 月 ・ 3 月	<p>○ 受講者は、次の【10】を校長に提出する。</p> <p>・【10】中堅教諭等資質向上研修Ⅱ実施報告書(本人用)【様式5-1】</p>	<p>○ 校長は、研修終了後に評価を行い、次の【11】を作成し、2月28日(金)までに所管する教育委員会へ3部(県立学校及び附属学校においては県教育センターへ1部)提出する。</p> <p>・【11】中堅教諭等資質向上研修Ⅱ実施報告書(校長用)【様式5-2】</p>
	→	<p>市町(学校組合)教育委員会は、3月7日(金)までに、教育事務所へ【11】を2部提出する。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>教育事務所は、3月14日(金)までに県教育センターへ、【11】を1部提出する。</p>

※ 上記の番号【1】～【11】は、下の表における【1】～【11】と対応している。
また、これらの【様式】は、県教育センターのWebサイトからダウンロードできる。

〔資料3〕 **令和6年度 中堅教諭等資質向上研修Ⅱに係る提出書類一覧**

番号	提出書類	提出日	様式 手引のページ	提出先等
【1】	中堅教諭等評価票 (自己評価用)	各校で定めた日	【様式1-1】 P13、14	校長
【2】	中堅教諭等評価票(案) (校長評価用)	5月9日(木)	【様式1-2】 P15、16	市町(学校組合)教育委員会 (県立学校及び附属学校においては県教育センター)
【3】	中堅教諭等資質向上研修Ⅱ 実施計画書(案)	5月9日(木)	【様式2】 P17	市町(学校組合)教育委員会 (県立学校及び附属学校においては県教育センター)
【4】	中堅教諭等資質向上研修Ⅱ 実施計画書	5月16日(木)	【様式2】 P17	市町(学校組合)教育委員会へ3部 (県立学校及び附属学校においては 県教育センターへ1部)
【5】	個人研修課題及び研究協議 調査票	5月16日(木)	P8	Forms
【6】	県教育センター等における 研修受講記録	研修終了時	【様式例4-1】 P22	校長
【7】	校内等における研修受講記録	研修終了時	【様式例4-2】 P23	校長
【8】	第2回、第3回研修受講報告書	各研修終了後 2週間以内	【様式3-1】 P19	県教育センター (逕送又は郵送)
【9】	オンライン研修 「学校組織マネジメント」レポート	第7回研修日 (12月25日)まで	【様式3-2】 P21	県教育センター (持参、逕送又は郵送)
【10】	中堅教諭等資質向上研修Ⅱ 実施報告書(本人用)	各校で定めた日	【様式5-1】 P24	校長
【11】	中堅教諭等資質向上研修Ⅱ 実施報告書(校長用)	2月28日(金)	【様式5-2】 P25	市町(学校組合)教育委員会へ3部 (県立学校及び附属学校においては 県教育センターへ1部)

キャリアステージ		基礎期 1	発展期 2	深化期 3
観点				
目安となる経験年数				
素養・資質 A	使命感・責任感 a	教員の使命と責任を理解し、法規の遵守や綱紀の保持などに対する意識を高め、教員として必要な倫理観を培う。	ミドルリーダーとしての使命感、責任感と高い倫理観に基づき、法規の遵守や綱紀の保持などを率先して実践する。	他教員の範となるような確たる倫理観に基づき、法規の遵守や綱紀の保持などについて、使命感、責任感を持って助言する。
	コミュニケーション b	教育者としての自覚に基づき、子どもや保護者などと適切なコミュニケーションがとれるような、組織の一員としての社会性を身に付ける。	教育者として自覚を持った発言や行動ができ、円滑なコミュニケーション力や豊かな人間性を身に付ける。	教育者として信頼される発言や行動ができ、自ら範を示すとともに、コミュニケーション能力を生かして、周囲の関係を調整する。
	自己研鑽 c	他教員から学ぶ姿勢を持ち、自分を見つめ、適切な目標設定のもと、探究心を持って、研究と修養に励む。	自己の教育実践を振り返り、課題解決のために教育情報を広く収集し、適切な目標設定のもと、専門性を高めるための研究と修養に励む。	自己の教育実践を振り返りながら、より効果的な教育活動の実践に取り組むとともに、学校全体を視野に入れた目標設定のもと、専門性を高めるための研究と修養に励む。
知識・技能 B	子ども理解 a	子どもとのかかわりを通して、子どもの発達段階や成長の背景、配慮を必要とする子どもへのかかわり方を理解する。	子どもの発達段階や成長の背景を理解し、子どもとの関係を深めるとともに、配慮を必要とする子どもへの対応など、個に応じた適切な理解ができる。	子どもに対する豊かな理解力と豊富な指導経験を生かし、子どもの個性が発揮できるよう、多面的な配慮ができる。
	学習指導 b	学習指導に関する基本的な知識や技能を身に付け、計画的に授業づくりをするとともに、適切な学習評価を実施し、授業改善につなげることができる。	学習指導に関する専門的な知識や技能を高め、他教員の範となるような授業づくりをするとともに、適切な学習評価を実施し、授業改善につなげることができる。	学習指導に関する専門的な知識や技能をより一層高め、自ら適切な学習評価と授業改善を行うとともに、組織的な取組となるよう、他教員に対して指導や助言ができる。
	生徒指導 c	子どもに自己存在感や自己決定の場を与え、成長を支援するとともに、共感的な人間関係を育成し、計画的に集団づくりへの取組ができる。	子どもの自己存在感を高め、成長を促すための適切な支援を行うとともに、共感的な人間関係を育成し、学校全体の教育活動の活性化につながる集団づくりができる。	子どもの成長のために多角的な支援を行うとともに、共感的な人間関係の育成に必要なネットワークを機能させ、集団づくりについての指導や助言ができる。
連携・協働 C	学校づくり a	学校の教育目標を理解し、目標達成に向けた自己の役割を自覚し、特色ある学校づくりにおける「チーム学校」の一員として行動する。	学校の教育目標の達成に向けて、「チーム学校」の推進役として積極的にかかわり、特色ある学校づくりに取り組む。	学校の教育目標達成に向けた取組を総合的に分析し、「チーム学校」の中心となって、特色ある学校づくりのために貢献する。
	参画・運営 b	保護者や地域との連携の必要性を理解し、管理職や同僚に報告、連絡、相談をしながら、教員集団の中で自ら進んでかかわりを持つ。	保護者や地域との連携に積極的にかかわるとともに、他の関係機関等との連携を強化し、協働において中心的な役割を果たす。	保護者、地域、関係機関等に対して学校の取組を広報し、校内外における連携を強化し、協働体制づくりにおいてリーダーシップを発揮する。
	危機管理 c	学校で起こり得る多様なリスクやトラブルを理解し、それに対応する力を身に付け、安全で安心な学校づくりに取り組む。	学校全体で取り組める多様なリスクやトラブルに対する未然防止策や対応策を提案し、安全で安心な学校づくりを推進する。	多様なリスクやトラブルに対して学校全体で取り組めるよう、他教員に助言し、安全で安心な学校づくりに関してリーダーシップを発揮する。
特別な配慮や支援を必要とする子どもへの対応 ア		特別な配慮や支援を必要とする子どもの特性等を理解し、対応するために必要となる知識や支援方法を身に付け、学習上・生活上の支援の工夫を行うことができる。	特別な配慮や支援を必要とする子どもの特性等を理解し、学習上・生活上の支援の工夫を適切に行うとともに、関係教職員や保護者と連携しながら組織的に対応することができる。	特別な配慮や支援を必要とする子どもに対して、適切に対応するとともに、他教員への指導や助言、関係機関や専門機関等との連携を積極的に推進することができる。
ICT や情報・教育データの利活用 イ		学校における ICT 活用の意義を理解し、授業や校務等において ICT を積極的に活用するとともに、子どもの情報活用能力を育成するための実践を行うことができる。	ICT を効果的に活用した授業実践等を行い、校務の効率化及び子どもの学習や生活の改善を図るため、情報・教育データを適切に活用することができる。	自らの ICT 活用指導力を高めるとともに、他教員に効果的な活用方法を指導助言することができる。情報・教育データを活用して組織的な課題を明確にし、解決に向けて働きかけることができる。

受講に当たっての留意事項

1 受講に当たって

- ・ 受講者として、研修にふさわしい身だしなみで参加する。
- ・ 名札（各学校・園で使用しているもの）、筆記用具、必要に応じて指示されたものを持参する。
- ・ 研修開始時刻は午前9時25分（午後1時25分）である。それまでに受付等を済ませておく。
- ・ 受付は午前9時（午後1時）から始める。余裕をもって到着するよう心掛ける。
- ・ 基本的な感染症対策をする（研修中には協議をする場面もあります。マスクの着用については、状況に応じて各自でご判断ください）。
- ・ やむを得ない理由により欠席・遅刻・早退をする場合は、管理職から市町（学校組合）教育委員会に連絡する。

その後、校長名で市町（学校組合）教育委員会教育長、教育事務所長、県教育センター所長あてに欠席等の届をメールで提出する。（あて先は連名表記でよい。また、メールによる提出ができない場合は、郵送または送付でもよい。）

なお、届の様式は、県教育センター Web サイトからダウンロードできる。

香川県教育センター 所在地	〒761-8031 香川県高松市郷東町587-1
電話番号	087-813-0941（教職員研修課）
提出先メールアドレス	kyoikucenter@pref.kagawa.lg.jp

2 県教育センターの利用について

- (1) 自動車での来所について
 - ・ 県教育センター建物の南側にある駐車場を利用する。
 - ・ 研修終了後は速やかに車を出庫する。
- (2) 公共交通機関の利用について
 - ・ 県教育センター Web サイトのアクセス案内を参照する。
- (3) その他
 - ・ 冷暖房については、稼働期間、設定温度等を必要最小限としており、適宜換気を行うため、体温調節のための衣類が必要な場合は準備する。
 - ・ 1日研修の際には、業者が昼食（お茶付弁当 500 円）を販売している。

3 緊急時の対応について

- (1) 警報発表時の対応
 - ① 原則として、午前6時30分（午後からの研修の場合は午前10時30分）から研修開始時刻までの間に、県内いずれかの地域（※）に警報（大雨・洪水・暴風・暴風雪・波浪・高潮・大雪）が発表されている場合又は発表されていた場合、オンラインで予定されていた研修を除き、その日の研修を中止する。
- ※ 全県を対象としない研修（小・中学校の初任者研修及び新規採用養護教諭研修・新規採用栄養教諭研修の地区別研修など）については、当該研修の対象地区内のいずれかの市町又は研修場所が存在する市町とする。
- ② 訪問指導については、当日、当該学校と協議の上、訪問指導の実施の有無を決定する。
- (2) 地震発生時の対応
 - ① 県内いずれかの地域で震度6以上の地震が発生した場合は、原則として、発生から24時間以内に始まる研修は実施しない。研修中の場合は、直ちに研修を取りやめ、その日の研修は実施しない。
 - ② 県内いずれかの地域で震度5以下の地震が発生した場合は、学校や設置者の災害対応を優先する。その場合は、後日、欠席等の届を提出する。

* いずれの場合も、事後の対応については、別途速やかに連絡する。

受講に当たっての留意事項

1 受講に当たって

- ・ 受講者として、研修にふさわしい身だしなみで参加する。
- ・ 名札（各学校・園で使用しているもの）、筆記用具、必要に応じて指示されたものを持参する。
- ・ 研修開始時刻は午前9時25分（午後1時25分）である。それまでに受付等を済ませておく。
- ・ 受付は午前9時（午後1時）から始める。余裕をもって到着するよう心掛ける。
- ・ 基本的な感染症対策をする（研修中には協議をする場面もあります。マスクの着用については、状況に応じて各自でご判断ください）。
- ・ やむを得ない理由により欠席・遅刻・早退をする場合は、管理職から県教育センターに連絡する。その後、校長名で県教育センター所長あてに欠席等の届をメールで提出する。（メールによる提出ができない場合は、郵送または送付でもよい。）
なお、届の様式は、県教育センター Web サイトからダウンロードできる。

香川県教育センター 所在地	〒761-8031 香川県高松市郷東町587-1
電話番号	087-813-0941（教職員研修課）
提出先メールアドレス	kyoikucenter@pref.kagawa.lg.jp

2 県教育センターの利用について

(1) 自動車での来所について

- ・ 県教育センター建物の南側にある駐車場を利用する。
- ・ 研修終了後は速やかに車を出庫する。

(2) 公共交通機関の利用について

- ・ 県教育センター Web サイトのアクセス案内を参照する。

(3) その他

- ・ 冷暖房については、稼働期間、設定温度等を必要最小限としており、適宜換気を行うため、体温調節のための衣類が必要な場合は準備する。
- ・ 1日研修の際には、業者が昼食（お茶付弁当 500円）を販売している。

3 緊急時の対応について

(1) 警報発表時の対応

- ① 原則として、午前6時30分（午後からの研修の場合は午前10時30分）から研修開始時刻までの間に、県内いずれかの地域^(※)に警報（大雨・洪水・暴風・暴風雪・波浪・高潮・大雪）が発表されている場合又は発表されていた場合、オンラインで予定されていた研修を除き、その日の研修を中止する。

※ 全県を対象としない研修（小・中学校の初任者研修及び新規採用養護教諭研修・新規採用栄養教諭研修の地区別研修など）については、当該研修の対象地区内のいずれかの市町又は研修場所が存在する市町とする。

- ② 訪問指導については、当日、当該学校と協議の上、訪問指導の実施の有無を決定する。

(2) 地震発生時の対応

- ① 県内いずれかの地域で震度6以上の地震が発生した場合は、原則として、発生から24時間以内に始まる研修は実施しない。研修中の場合は、直ちに研修を取りやめ、その日の研修は実施しない。
- ② 県内いずれかの地域で震度5以下の地震が発生した場合は、学校や設置者の災害対応を優先する。その場合は、後日、欠席等の届を提出する。

* いずれの場合も、事後の対応については、別途速やかに連絡する。